



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 29 年 4 月号

《 所長便り 》

春になり、新しい年度が始まりました。

うちの家庭でも、子供が幼稚園に入園し、今時のお父さんは、入園式に出るといふことで、張り切って入園式に行ってきました。



↑入園式の前に試着する葵ちゃん



↑ほっぺの傷はほくろじゃないよ

さて、その前日に、私はというと、4月から自衛隊に入隊いたしました。入隊当日から戦場の最前線に配置され、見事、顔面に銃撃をうけ、名誉な勲章を頂きました（泣）。

実は、サバイバルゲーム経営者の方がいらっしゃって、記念大会に参加させてもらっただけで、勿論自衛隊には、入っておりません。

初めての体験でしたが、かなり面白いものですね。

草の動きを見て、相手の位置を予測したり、山を登ったり、降りたり、じっと身を隠して、相手を待ち伏せしたりと様々な戦略で相手チームと戦いました。

結果2人倒して、自分は15回ほど死んでしまい、散々な結果ですが、楽しめればよしですよ。



↑自称、大門だ。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《口座振替をご利用のお客様へ 振替日変更のご案内》

顧問料のお支払いに口座振替をご利用いただきましてありがとうございます。

この度、誠に勝手ながら、振替日を以下の通り変更させていただくこととなりました。

口座振替日：従来の毎月 27 日から、毎月 12 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に変更

実 施 月：平成 29 年 8 月振替分より

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

《 経営情報 》 文責：大矢

～中小企業等経営強化法、経営力向上計画の概要について～

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。今回は支援措置の中の一つである固定資産税の軽減支援措置について取り上げます。

経営力向上計画の策定をして計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までに生産性を高めるための設備（機械及び装置）を取得した場合、その翌年度から 3 年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置にかかる固定資産税を 1/2 に軽減することができます。

その要件は以下のとおりです。

- ① 販売開始から 10 年以内のもの（販売開始日が、取得日の 10 年前の日の属する年度（1 月 1 日～12 月 31 日）開始の日以降であること）※中古資産でないこと
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1 %以上向上するもの
- ③ 160 万円以上の機械及び装置であること

※計画申請を受ける際、「工業会等による証明書」が必要になります。設備メーカーを通して、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。なお証明書は申請してから発行されるまで数日～2 カ月程度かかります。工業会等にご確認ください。

※経営力向上計画に位置づける設備（機械及び装置）は、計画策定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。認定済みの計画について、計画変更により事業に必要な設備を追加する場合にも同様です。いずれの場合においても、法の施行（平成 28 年 7 月 1 日）以降で、かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。

詳しい内容が知りたい方はスタッフまでお問い合わせ下さい。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…5月1日
- ・ 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…5月1日
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第一期分の納付
申告期限…5月1日
- ・ 平成28年分所得税の振替納付日 振替日…4月20日
- ・ 平成28年分消費税の振替納付日 振替日…4月25日

《 行楽日記 》 文責：徳田

先日、家族で竹島へ行ってきました。

竹島は三河湾に浮かぶ小さい島で、島全体が国の天然記念物に指定されていて、島の中央部には日本七弁財天の一つである八百富神社があります。対岸とは橋で結ばれているため歩いて渡ることができます。

島には神社しかありませんが、綺麗な海を見渡せませし、樹木が生い茂っており爽快な気分になりました。海風も心地よかったです。



竹島のすぐ近くには竹島水族館があり、地方にある小さな水族館といった感じですが、アシカ・カピバラのショーが開催されていますし、展示の仕方を工夫していて人気の水族館だそうです。

実際、入館してみると、人が多すぎてお目当てだったカピバラのショーは見ることはできませんでした。カピバラがどんな芸をするのか興味があったので、残念でしたが、また近々リベンジしに行きたいと思います。

竹島海岸は潮干狩りや海水浴の人気スポットでもあるようなので、皆さん、これからの季節に一度訪れてみてはいかがでしょうか。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info